

既設幼稚園にかかる学校法人の設立認可基準

(趣旨)

第1条 学校法人立以外の幼稚園の設立者が、学校法人に設置者変更する場合における当該学校法人の設立認可については、関係法令に定めるもののほか、この基準に定めるところによる。

(基本財産)

第2条 学校法人は、その設置する幼稚園ごとに、原則として幼稚園設置基準に定める施設及び設備を基本財産として所有しなければならない。

(園地の借用)

第3条 前条の規定にかかわらず、園舎敷地及び運動場の借用部分が幼稚園設置基準面積の2分の1以下である場合には、借用であっても差し支えないものとする。ただし次の各号の一に該当する場合であって学校法人が所有権を取得できないことについて合理的な理由があり、かつ教育上支障がないと認められる場合については、借用部分が2分の1を超える場合であっても差し支えないものとする。

- (1) 国又は地方公共団体からの借用であり、所有権を移転することが困難であるとき。
- (2) 借用部分が旧設置者である宗教法人等の境内地その他であって、所有権を移転することが宗教法人等の目的等に照らし困難であるとき。
- (3) 借用部分が旧設置者当時からの借用地であって、学校法人が所有権を取得できないことについて合理的な理由があると認められるとき。

(園舎の借用)

第4条 第2条の規定にかかわらず、園舎が国、地方公共団体又は宗教法人等からの借用であって学校法人が所有権を取得できないことについて合理的な理由があり、かつ教育上支障がないと認められるときは、借用であっても差し支えないものとする。

(園地及び園舎の借用条件)

第5条 第3条及び第4条により、園地及び園舎が借用である場合においては、当該施設等を長期にわたり安定して使用する条件を学校法人が取得していなければならない。

(運用財産)

第6条 学校法人は設置する幼稚園の経営に必要な資金として、年間経常的予算のおお

むね10分の1以上を所有しなければならない。

(役員を選任)

第7条 旧設置者が宗教法人の場合には、寄付行為において当該法人の指名する者を1人に限り法人の理事とすることができる。

(債務の承継)

第8条 旧設置者の負債のうち、当該幼稚園の施設、設備の充実のために要したことが明確であり、かつ適正な返済計画があり当事者間で合意されているものについては、債務の承継を認めるものとする。

(収支予算)

第9条 学校法人の収支予算は、幼稚園の規模に応じて毎年度の経常支出に対し、保育料、入園料等の経常的収入その他の収入で収支の均衡が保てるものでなければならない。

(幼稚園の規模)

第10条 学校法人の設置する幼稚園の規模は、その設置する幼稚園ごとに原則としてそれぞれ2学級以上とする。

(幼稚園設置基準の適用と特例)

第11条 幼稚園設置基準施行の際（昭和32年2月1日）現に存する幼稚園については、園舎及び運動場の面積は、なお従前の例によることができるものとする。

附 則

この基準は昭和52年1月13日から施行し、同日以降認可する学校法人から適用する。